瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

## 瀬戸市規則第15号

瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防団規則(昭和42年瀬戸市規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第6 (第23条の2関係)					別表第6(第23条の2関係)					
公印の 形状 種類	書体	寸法	用途	管守者	公印の 種類	形状	書体	寸法	用途	管守者
消防団 長印 消防団 長 印	古印体	ートル 23×		部 <u>総務</u> 課長	消防団 長印	瀬戸市消防団長印	古印体	ートル 23×		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。